

四 免許申請者の取締役又は監査役のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券取引清算機関が第一百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引清算機関の取締役又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第一百五十三条、第一百五十五条第一項、第一百五十六条の十四第三項、第一百五十六条の十七第二項又は第一百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

五 免許申請書又はその添付書類若しくは電磁的記録のうち重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第一百五十六条の五 内閣総理大臣は、第一百五十六条の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審

問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、第百五十六条の二の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第二十六項に規定する証券会社等をいう。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第二十六項に規定する対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

証券取引清算機関（証券取引清算機関が証券取引所である場合を除く。以下この条、第百五十六条の十三、第百五十六条の十四及び第百五十六条の十七第一項において同じ。）は、有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、有価証券債務引受業に関連する業務で、当該証券取引清算機関が有価証券債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

証券取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百五十六条の七 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨
- 二 有価証券債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、有価証券債務引受業等。以下この項及び第一百五十六条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の対象とする有価証券の種類

- 三 有価証券債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項
- 四 有価証券債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項
- 五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項
- 六 有価証券等清算取次ぎに関する事項

七 その他内閣府令で定める事項

第百五十六条の八 証券取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第百五十六条の九 証券取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第百五十六条の十 証券取引清算機関は、有価証券債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の有価証券債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

第百五十六条の十一 証券取引清算機関が業務方法書で清算預託金（清算参加者が証券取引清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産（内閣府令で定めるものに限る。）をいう。

以下この条において同じ。）を定めている場合において、清算参加者が債務の不履行により証券取引清算機関に対し損害を与えたときは、その損害を受けた証券取引清算機関は、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第百五十六条の十二 証券取引清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第百五十六条の十三 証券取引清算機関は、第百五十六条の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十六条の十四 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役又は監査役となることができない。

証券取引清算機関の取締役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引清算機関の取締役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第百五十六条の十五 内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、証券取引清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、証券取引清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第百五十六条の十六 内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券取引清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百五十六条の十七 内閣総理大臣は、証券取引清算機関がその免許を受けた当時第百五十六条の四第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

内閣総理大臣は、証券取引清算機関が法令又は法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、第百五十六条の二の免許若しくは第百五十六条の六第二項ただし書若しくは第百五十六条の十九の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十八 証券取引清算機関の有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一百五十六条の十九 証券取引所は、第八十七条の二及び第一百五十六条の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

第一百五十六条の二十 内閣総理大臣は、前条の承認を受けた証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により前条の承認を受けたとき。
- 二 第八十条第一項の免許を取り消されたとき。
- 三 第三百三十四条第一項各号のいずれかに該当するとき。

第二節 雑則

第一百五十六条の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引（第二条第二十六項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみ

なして、第七條の六（第二十四條において準用する場合を含む。）及び第八條の三第一項から第三項までの規定を適用する。

証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第八條の三第一項から第三項までの規定を適用する。

第五十六條の二十二 第五十六條の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第八十八條中「会員等」の下に「証券取引清算機関若しくはその清算参加者」を加える。

第九十條第一項中「第五十六條の十三」を「第五十六條の十五、第五十六條の三十四」に改める。

第九十四條の三中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同條第九号中「第五十六條の十一第一項」を「第五十六條の三十二第一項」に改め、同号を同條第十一号とし、同條第八号中「第五十六條の五」を「第五十六條の二十六」に、「第五十六條の十一第一項」を「第五十六條

の三十二第一項」に、「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同号を同條第十号とし、同條第七号の次に次の二号を加える。

八 第百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六條の二の免許の取消し又は第百五十六條の十七第二項若しくは第百五十六條の二十の規定による第百五十六條の十九の承認の取消し

九 第百五十六條の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第百九十四條の四第一項第二十一号中「第百五十六條の十五」を「第百五十六條の三十六」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十号中「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号中「第百五十六條の五」を「第百五十六條の二十六」に、「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に、「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十八号中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十七号の次に次の四号を加える。

十八 第百五十六條の二の規定による免許又は第百五十六條の十九の規定による承認

十九 第一百五十六条の十七第一項若しくは第二項の規定による第一百五十六条の二の免許の取消し又は第一百五十六条の十七第二項若しくは第一百五十六条の二十の規定による第一百五十六条の十九の承認の取消し

二十 第一百五十六条の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一 第一百五十六条の十八の規定による認可

第九十四条の五第二項中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加える。

第九十八条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第一百五十六条の三第一項」を「第一百五十六条の二十四第一項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第一百五十六条の二の規定に違反して有価証券債務引受業を営んだ者

第九十八条の四中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同条第三号中「又は第一百五十六条の十一第一項」を「第一百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第一百五十六条の三十二第一項」に改める。

第百九十八条の五第一号中「又は第百五十六条の三第二項」を、「第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項」に改め、同条第二号中「第百五十六条の十四」を「第百五十六条の三十五」に改め、同条第八号中「第百五十六条の十三」を「第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四」に改める。

第百九十九条中「又は第百五十六条の十三」を、「第百五十六条の十五又は第百五十六条の三十四」に改め、「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加える。

第二百条の三第九号中「第百五十六条の六第三項」を「第百五十六条の二十七第三項」に、「第百五十六条の三第一項及び第百五十六条の六第一項各号」を「第百五十六条の二十四第一項及び第百五十六条の二十七第一項各号」に改め、同条第十号中「第百五十六条の七第一項」を「第百五十六条の二十八第一項」に改める。

第二百四条中「又は第八十七条の六」を、「第八十七条の六又は第百五十六条の八」に改める。

第二百六条中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同条第十号中「第百五十六条の六第二項又は第百五十六条の七第二項」を「第百五十六条の二十七第二項又は第百五十六条の二十八第二

項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 第一百五十六条の六第三項又は第一百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第一百五十六条の十二の規定に違反したとき。

第二百七条第一項第二号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項第五号中「若しくは第十七号」を「第十七号若しくは第十八号」に改める。

第二百八条中「代表者であつた者若しくは清算人」の下に「証券取引清算機関の代表者若しくは役員」を加え、同条第四号中「又は第一百五十六条の十二第一項」を「第一百五十六条の十六又は第一百五十六条の三十三第一項」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第九条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

「第四章 金融先物清算機関(第九十条の二―
 目次中「第四章 雑則(第九十一条―第九十三条)」を
 第五章 雑則(第九十一条―第九十三条)

第五章 雑則(第九十一条―第九十三条)

第九十条の二十二)

に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二条に次の二項を加える。

12 この法律において「金融先物債務引受業」とは、金融先物取引業者を相手方として、金融先物取引業者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

13 この法律において「金融先物清算機関」とは、第九十条の二又は第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

第十九条第二号中「第七十九条第一項」を「第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第三条の免許若しくは第九十条の二の免許を取り消され、若しくは第七十九条第一項」に、「許可（当該許可）」を「免許若しくは許可（当該免許又は許可）」に、「許可等」を「免許等」に改め、同条第五号ホ中「金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可」を「金融先物取引所が第五十一条若しくは第五十三条第一項の規定により第三条の免許を取り消された場

合、金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合又は金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許」に、「当該金融先物取引業者」を「当該金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関」に改め、同号へ中「第五十六条」を「第三条若しくは第九十条の二の免許又は第五十六条」に、「許可等」を「免許等」に改め、同号卜中「第五十三条第二項、第五十四条第二項若しくは第七十九条第二項」を「第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第二項、第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項」に改める。

第二十条第三項中「第四十条第二項の規定により」を「第九十条の二十一第一項の承認を受けた金融先物会員制法人に係る同条第二項の規定により当該」に改め、同条第五項中「第四十条第二項」を「第九十条の二十一第一項の承認を受けた金融先物会員制法人に係る同条第二項」に改める。

第二十一条中「ただし」の下に「、第九十条の二十一第一項の承認を受けた金融先物会員制法人にあつては」を加え、「第四十条第二項」を「第九十条の二十一第二項」に改める。

第三十五条の三第一項中「及び次条第一項」を「、次条第一項、第三十七条第一項及び第四十一条第一

項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十六条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 取引証拠金に関する事項

第三十七条第一項中「金融先物取引所は、取引所金融先物取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）を「金融先物取引所（その金融先物市場における取引所金融先物取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融先物清算機関に金融先物債務引受業等（金融先物債務引受業及び第九十条の六第一項の業務をいう。以下同じ。）を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該取引所金融先物取引について金融先物債務引受業等を行う金融先物清算機関。第四項において同じ。）は、取引所金融先物取引」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第一項中「又は金融先物取引所に」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関（金融先物取引所の定款において定める金融先物清算機関に限る。以下この条において同じ。）に」、「又は金融

先物取引所は」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関は」に改め、同条第二項中「又は金融先物取引所」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関」に改める。

第五十一条の二第二項中「受託契約準則」の下に「並びに第九十条の二十一第一項の承認を受けて行う金融先物債務引受業に係る業務方法書」を加える。

第六章を第七章とする。

第九十四条の二に次の一号を加える。

七 第九十条の二の規定に違反して金融先物債務引受業を営んだ者

第九十四条の三に次の一号を加える。

四 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十四条の四第一号中「又は第五十八条第一項若しくは第二項」を「第五十八条第一項若しくは第二項又は第九十条の三第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「又は第九十条第一項」を「第九十条第一項又は第九十条の十七第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第九十条第一項」を「第九十条第一項若しくは第九十条の十七第一項」に改め、同条第四号中「第七十五条」の下に「若しくは第九十

条の十五」を、「帳簿書類」の下に「その他の記録」を加え、同条第五号中「第七十六条」の下に「若しくは第九十条の十六第一項」を加える。

第一百条中「又は第八十八条の四」を、「第八十八条の四又は第九十条の八」に改める。

第一百一条に次の一号を加える。

十 第九十条の六第三項若しくは第九十条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第一百四条に次の一号を加える。

十七 第九十条の十八の規定による命令に違反した者

第五章を第六章とする。

第九十一条中「第五十三条、第五十四条又は第七十九条」を「第五十一条、第五十三条、第五十四条、第七十九条又は第九十条の十九第一項若しくは第二項」に改める。

第九十一条の三の二中「金融先物取引所」の下に「又は金融先物清算機関」を加え、同条に次の二号を加える。

三 第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十条の二の免許の取消し又は第九十条の十

九 第二項若しくは第九十条の二十二の規定による第九十条の二十一第一項の承認の取消し

四 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第九十一条の三の三第一項に次の四号を加える。

八 第九十条の二の規定による免許又は第九十条の二十一の規定による承認

九 第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十条の二の免許の取消し又は第九十条の十

九第二項若しくは第九十条の二十二の規定による第九十条の二十一第一項の承認の取消し

十 第九十条の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十一 第九十条の二十の規定による認可

第九十一条の四第二項中「又は金融先物取引業協会」を「金融先物取引業協会又は金融先物清算機関」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 金融先物清算機関

(免許)

第九十条の二 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではない。

(免許の申請)

第九十条の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（免許審査基準）

第九十条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融先物債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融先物債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

三 免許申請者の取締役又は監査役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許の拒否等)

第九十条の五 内閣総理大臣は、第九十条の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第九十条の二の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物業者以外の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

2 金融先物清算機関（金融先物清算機関が金融先物取引所である場合を除く。以下この条、第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項において同じ。）は、金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、金融先物債務引受業に関連する業務で、当該金融先物清算機関が金融先物債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがない

いと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 金融先物清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務方法書)

第九十条の七 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。
い。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨

二 金融先物債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、金融先物債務引受業等。以下この項及び第九十条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引の種類

三 金融先物債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項

四 金融先物債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

(秘密保持義務)

第九十条の八 金融先物清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第九十条の九 金融先物清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)

第九十条の十 金融先物清算機関は、金融先物債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(清算預託金)

第九十条の十一 金融先物清算機関が業務方法書で清算預託金（清算参加者が金融先物清算機関に対し債

務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産（内閣府令で定めるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を定めている場合において、清算参加者が債務の不履行により金融先物清算機関に対し損害を与えたときは、その損害を受けた金融先物清算機関は、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（定款又は業務方法書の変更の認可）

第九十条の十二 金融先物清算機関の定款又は業務方法書の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（資本の額等の変更の届出）

第九十条の十三 金融先物清算機関は、第九十条の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（役員の欠格事由等）

第九十条の十四 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役又

は監査役となることができない。

2 金融先物清算機関の取締役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物清算機関の取締役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

(業務に関する帳簿書類)

第九十条の十五 金融先物清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九十条の十六 金融先物清算機関は、決算期ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(立入検査等)

第九十条の十七 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融先物清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(業務改善命令)

第九十条の十八 内閣総理大臣は、金融先物債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(免許の取消し等)

第九十条の十九 内閣総理大臣は、金融先物清算機関がその免許を受けた当時第九十条の四第二項各号の

いずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、金融先物清算機関が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したときは、第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員解任を命ずることができる。

(解散等の認可)

第九十条の二十 金融先物清算機関の金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(金融先物取引所による金融先物債務引受業等)

第九十条の二十一 金融先物取引所は、第九条及び第九十条の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2 会員金融先物取引所は、前項の規定による金融先物債務引受業等により損失が生じた場合において、

定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

第九十条の二十二 内閣総理大臣は、前条第一項の承認を受けた金融先物取引所が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 二 第三条の免許を取り消されたとき。
- 三 第四十八条の二第一項各号のいずれかに該当するとき。

(国債証券買入銷却法の一部改正)

第十条 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

- 前項買入ハ計算上利益アリト認ムルトキ其ノ他国債ノ整理ノ円滑ナル実施ノタメ必要アリト認ムルトキ
- ニ限り之ヲ為スコトヲ得

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十一条 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府ハ国債ノ円滑ナル償還發行ノ為国債ノ利子額（割引ノ方法ヲ以テ發行シタル国債ニ付テハ發行価格差減額ニ相当スル金額）ヲ基準トシテ財務大臣ガ定ムル金額ヲ政府ニ支払フコトヲ約スル者ニ対シ当該金額ニ相応スルモノトシテ当該国債ノ元金償還ノ金額（割引ノ方法ヲ以テ發行シタル国債ニ付テハ發行価格ヲ以テ計算シタル金額）ニ付一定ノ方法ニ依リ計算シタル金額ノ支払ヲ約スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル収入金ハ之ヲ国債整理基金特別会計ニ編入スベシ

第一項ノ規定ニ係ル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

（国債に関する法律の一部改正）

第十二條 国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

国債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ發行セズ

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 財務大臣ノ定ムル国債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場合ヲ除クノ外之ヲ他人ニ譲渡スコト

ヲ得ズ

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改める。

第十一条第四項中「政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改める。

第二十三条第一項中「預貯金の利子」の下に「(社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたも

のに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改める。

第四条の二第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改める。

第四条の三第八項中「者は、政令で定めるところにより」を「者は」に、「をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法によ